

[未定稿]

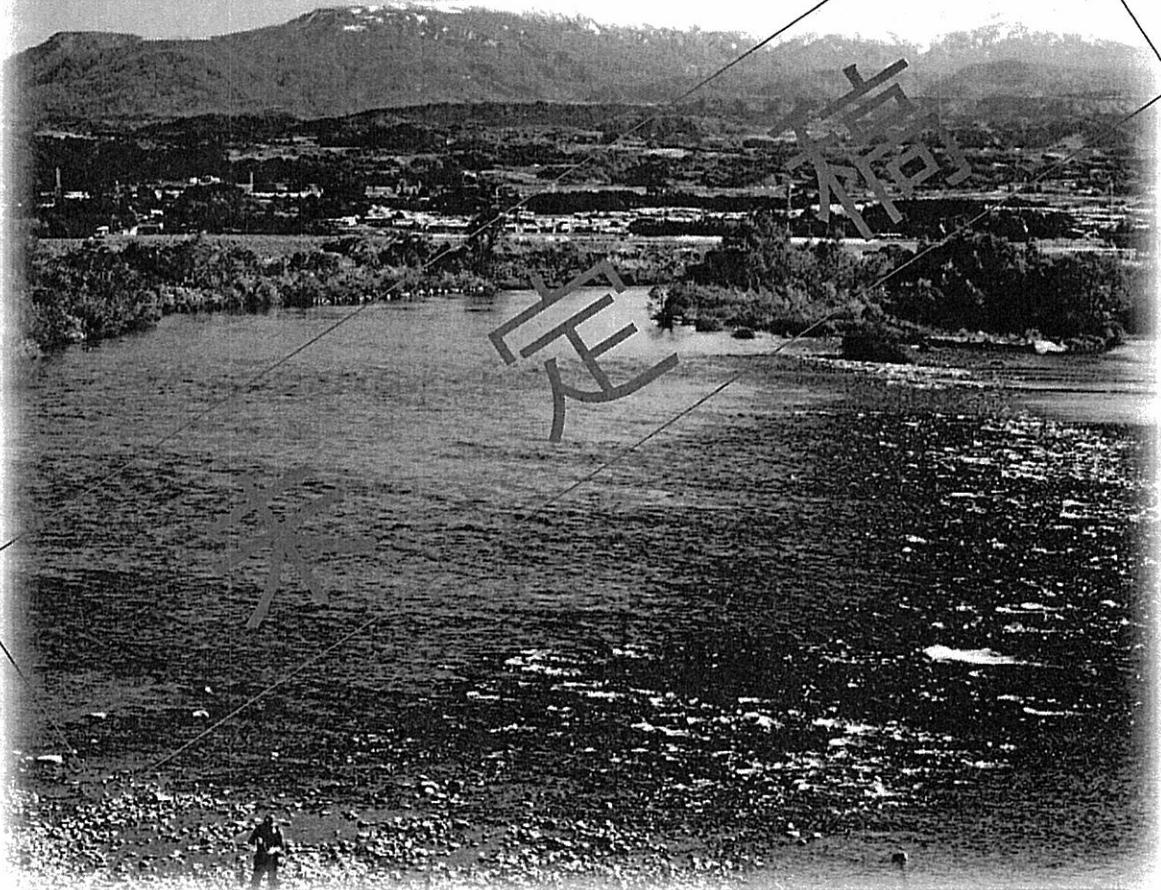
資料－3

赤川のこれからのかづくりについてご意見をお聴かせください

～赤川水系河川整備計画について～

このパンフレットは、「赤川のこれからのかづくり」のために策定中の河川整備計画について、地域のみなさんのご意見をお聴きするための「河川整備計画(素案)の概要説明」となっています。

今後の河川整備の目標や進め方について、みなさんの貴重なご意見をお寄せ下さい。



添付のハガキを用いて、ご意見をお聴かせ下さい

※いただきましたご意見について、赤川水系河川整備計画策定以外の目的に使用することはありません。
※一切の個人情報については、第三者に開示または提供することはございません。

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所

※河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。平成20年9月に策定された「赤川水系河川整備基本方針」に沿って、今後概ね30年間の段階的な川づくりの内容を示すものであり、赤川水系の国土交通省管理区間約47.9kmを対象としています。

● 計画の背景

赤川沿川には山形県第2、第3の都市である鶴岡市、酒田市を抱え、古くは舟運による経済活動も活発で、地域経済活動の要所として赤川が利用されてきました。現在では、豊かな自然環境を流域に残しつつ、「米どころ庄内」を潤す豊かな川として、また、地域の伝統芸能である「黒川能」を執り行う場として活用されるなど、その流れは流域内の社会・経済・文化を支える重要な役割りを果たしています。

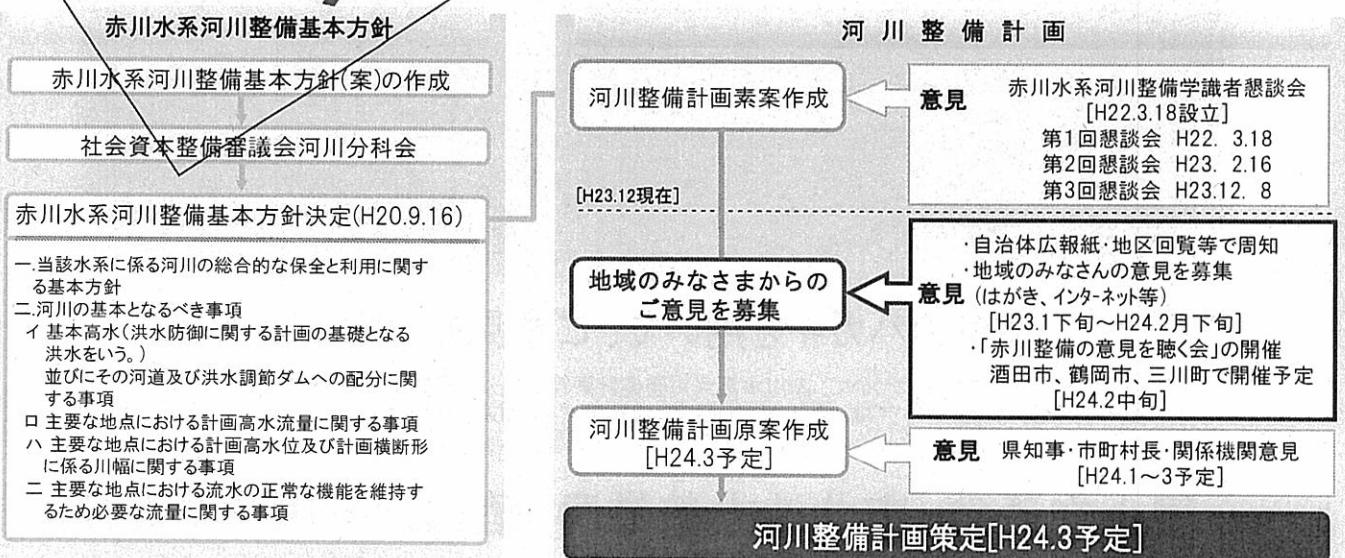
一方、赤川の流れは幾度となく洪水氾濫を各地にもたらし、古くは、最上義光が鶴岡城下を守るため赤川の流路を切替工事を行い、大正時代になると国直轄の河川改修として赤川新水路が掘削されるなどの治水対策が行われてきました。しかしながら、昭和以降になんでも、昭和15年、昭和44年洪水による被害は甚大で、各地の社会・経済基盤に大きな影響を及ぼしてきました。

こうした中、赤川の治水対策は、これまでの社会情勢の変化等を踏まえて、何度かの計画改定を行なながら、堤防の整備や荒沢ダム・月山ダムの建設、河道の掘削などを実施してきました。また、平成20年9月には社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て「赤川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これまでの河川整備や維持管理の実施によって、洪水からの被害は着実に軽減され、流域の社会・経済基盤の発展を支えてきましたが、赤川には現在も未改修区間が残されており、今後も大規模な洪水により甚大な被害が発生するおそれがあります。

赤川の整備にあたっては、社会的、経済的变化、地域のニーズ等を的確に捉え動植物の生息・生育環境等良好な河川環境の保全に努めつつ、洪水被害を軽減するための河道整備等を計画的に進め、さらに流水の正常な機能の維持、河道や施設の適切な維持管理、地域づくりや住民参加と連携の推進等により、総合的な川づくりを目指します。

● ~~計画策定の流れ~~ ~策定の経緯と今後の予定~



○ 基本的な考え方 ~河川整備の基本理念~

赤川をとりまく様々な課題を踏まえ、「赤川水系河川整備基本方針」(平成20年9月策定)に沿って、以下の3点を基本理念に関係機関や地域の方々との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境に関わる整備を総合的に展開します。

安全で安心が持続できる川づくり

河川整備基本方針で定めた目標に向け、必要な各種治水対策を総合的に展開し、洪水・内水被害、地震・高潮等さまざまな災害から沿川住民の生命と財産を守るとともに、湯水への備えを行うほか、地域と一体となった危機管理体制の充実を図りながら、人々が安心して暮らせる安全な川づくりの実現を目指します。また、地域の安全と安心が持続できるよう、赤川流域の自然的・歴史的・社会的特性を踏まえた継続的・効果的な赤川の維持管理に努めます。



昭和62年8月洪水
(鶴岡市鳥居町付近)

豊かな河川環境と景観に調和した川づくり

赤川の豊かで多様な自然環境と河川景観を次の世代に引継ぐため、在来の多様な動植物等の保全や河川の連続性を図った多様な流れの形成、周辺環境と調和した原風景の保全を目指します。



河原より鳥海山を望む
(黒川橋付近)

地域と連携した川づくり

地域の魅力と活力を引き出すため、生活の基盤や歴史・文化・風土を築いてきた赤川の恵みを活かし、行政と地域の連携のもと、自然・歴史・文化とのふれあい、誰もが親しみ楽しめる場、子供たちの学習の場などの整備・保全を目指します。また、河川に関し、地域住民と幅広く情報共有できるよう、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境学習などの充実を図るとともに、住民や関係機関参加による河川清掃、河川愛護活動などの推進に努めます。

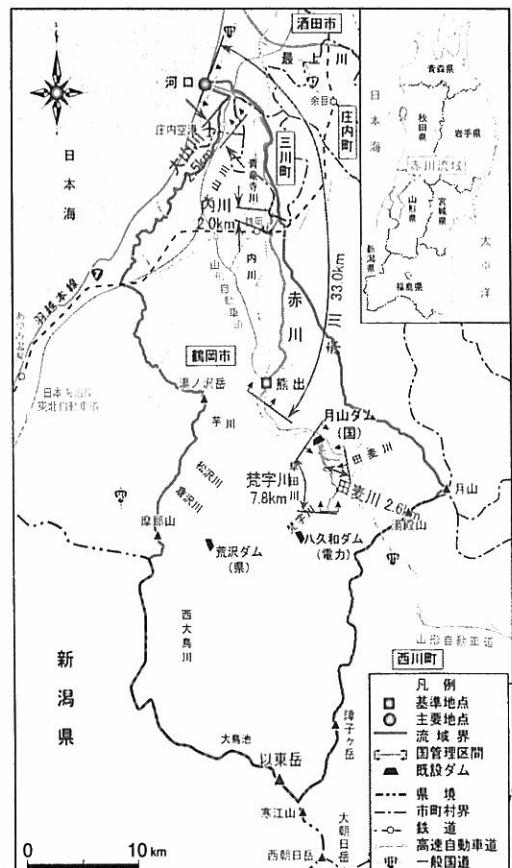


赤川クリーン作戦

計画の対象区間

赤川の幹川流路延長は70.4km、流域面積は856.7km²で、全国的に見ると流域面積第74位、延長で第74位の一級河川です。

本計画の対象区間は、国土交通省の管理区間(国管理区間)である47.9km(赤川、大山川、内川、梵字川、田美川)を対象とします。



計画の対象期間

本計画は、赤川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は今後概ね30年間とします。

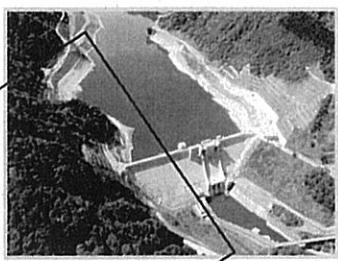
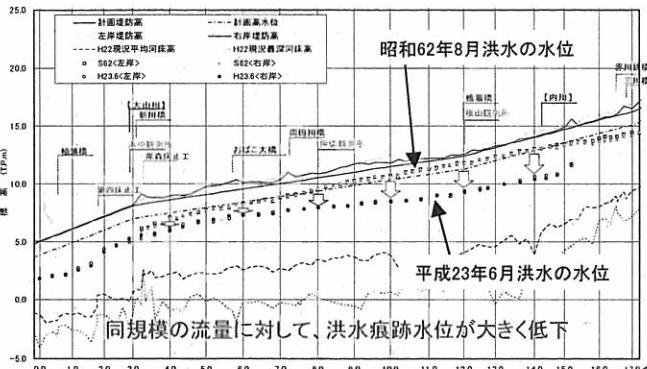
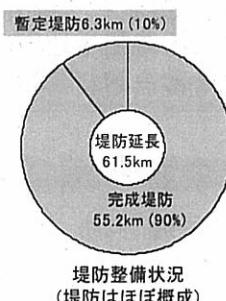
安全で安心が持続できる赤川の川づくり

～治水に関する整備～

治水に関する現状と課題

これまでの治水対策

- 赤川では、大正6年に直轄河川改修に着手し、赤川を最上川から切り離し直接日本海へ注ぐ赤川放水路を建設するとともに、堤防の整備や河道の掘削、放水路の拡幅整備、荒沢ダム・月山ダムの整備を行ってきました。現在も安全度の低い箇所での河道掘削事業を進めています。
- これまでのダムや河道の整備により、平成23年6月洪水では、同規模の昭和62年8月洪水と比べて、河道の水位を大きく低下させ、整備の効果が発揮されています。



まだ十分ではない安全性

- 赤川では段階的に安全性の向上を図ってきました。しかしながら、全川を通してみると大山川合流点から内川合流点区間の流下能力（洪水を流す川の大きさ）は、上流や下流に比べて小さく、現在の治水安全度は十分ではありません。
- また、庄内平野は一度洪水はん濫が起こると下流まで洪水流が広がってしまう拡散型のはん濫形態であるため、熊出地点で掘削された最大の流量と同規模の洪水が発生した場合には、甚大な被害が予想されます。
- 被害を軽減するための対策を、今後も計画的に進めていく必要があります。

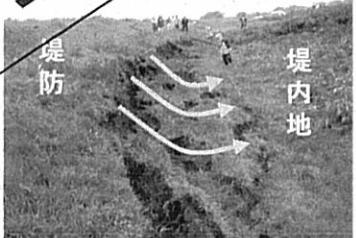
河道内の土砂堆積、樹林化による河積阻害

- 赤川の水制工は、かつての舟運における航路維持のため明治年代に築造され、水制工周辺はワンドや、河道掘削後の湿地環境とともに良好な自然環境が形成されています。
- 水制工が設置されている区間では過去の河道掘削箇所で土砂の再堆積と樹林化が見られ、河道の流下能力が低下し、洪水時の水位上昇が生じています。
- このため、低水路形状の検討や水制工撤去の試験施工・モニタリングを行い、維持可能な低水路管理を検討する必要があります。



堤防の質的整備

- 堤防は概成していますが、堤防や基礎地盤の構造は漏水や法崩れに対して脆弱な部分もあるため、堤防の質的な整備が必要です。



地震・津波への対応

- 東日本大震災の発生を踏まえ、山形県で想定する地震および津波に対して河川津波対策の検討が必要です。



河道掘削箇所での土砂の再堆積・樹林化の状況

二 治水対策の目標と進め方

■治水対策の目標

- 赤川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流の治水安全度バランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進めます。
- その結果として、赤川では、観測史上最大の洪水である昭和15年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることが概ね可能になります。
- 内水・地震による被害の軽減に努めるとともに、関係機関や地域住民等と連携した危機管理体制の強化により、被害の軽減を図ります。

■治水対策案について

- 治水対策は「今後の治水対策のあり方 中間とりまとめ」(平成22年9月今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)による河川整備の方策及び流域対策の方策を基本に代替案を抽出して比較検討を行い、実現可能な治水対策である河道掘削を採用しました。

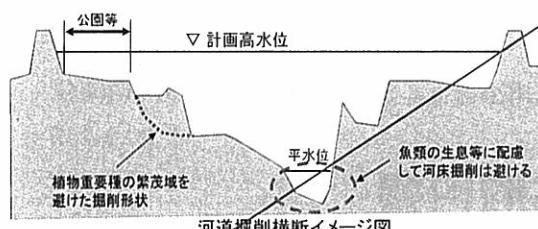
■治水対策の進め方

- 過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況、地域特性などを総合的に勘案し、上下流バランスを考慮しながら、早期効果発現を目指した治水対策を実施します。
- 赤川では、今後30年間の段階的な整備を概ね10年毎に分け、整備を進める予定です。

二 治水対策の具体的な内容

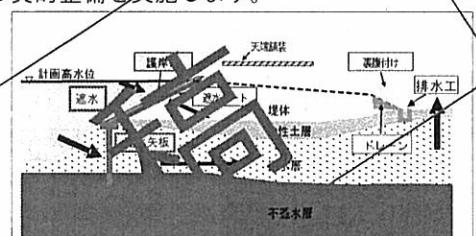
■河道掘削

- 河道の断面積が不足している箇所では、河道の断面積を拡大させるために河道掘削を実施します。
- 河道掘削の実施にあたっては、多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生に配慮します。
- 河道掘削に伴う発生土は、堤防整備や道路整備等と調整を図りつつ、河道掘削土を有効活用し、コスト縮減を図ります。



■堤防の質的整備

- 堤防の強度が低い箇所について、安全性を高めるため、堤防の質的整備を実施します。



■内水対策

- 堤内地(住居側)の被害状況を勘案し、自治体や下水道事業者、土地改良区等の関係機関と調整を行ながら、連携した内水対策を実施します。

■地震・津波対策

- 地震による直接的な被災や津波に対して、耐震補強等の必要な対策を実施します。
- 大規模地震後の出水を想定し必要な対策を実施します。

■防災拠点の整備

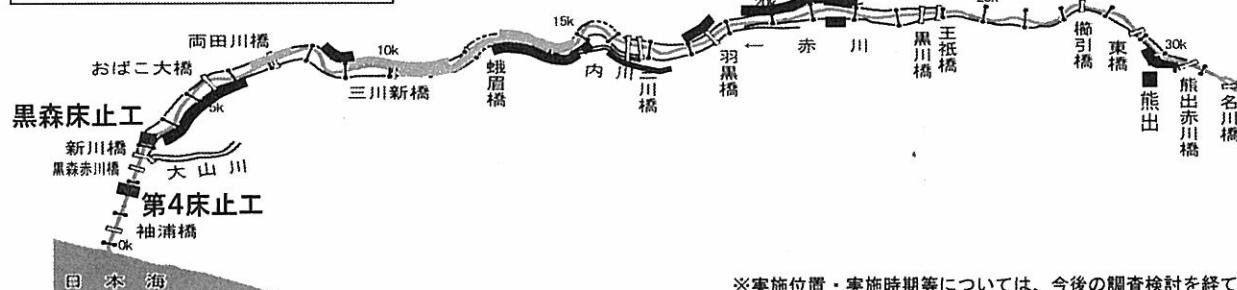
- 災害時の水防活動や応急復旧活動を迅速に進めるため防災関連施設の整備、危機管理体制の強化を図ります。

■床止改築

- 第4床止及び黒森床止は、河床の安定を図りつつ、流下能力が確保できる高さまで壇下け工事等を行います。
- 床止改築等に伴う河床変動による影響等の検討を行い、必要に応じてモニタリング調査を行います。

二 河川整備の実施箇所

河川整備計画 事業位置図



※実施位置・実施時期等については、今後の調査検討を経て決定するもので、予算状況や洪水被害の発生状況等により変更する可能性があり、最終的なものではありません。

豊かな河川環境と景観に調和した川づくりのために

~利水・環境に関する整備~

利水・環境に関する現状と課題

■渴水被害・水利用

- 赤川では平成6年に大規模な渴水被害が発生しましたが、月山ダムが完成・運用を開始した平成14年以降、流況は大きく改善し、渴水被害は生じていません。
- 赤川水利用は、かんがい用水をはじめ、発電用水、水道用水に利用され安定した河川流量の確保が必要です。

■動植物の生息・生育環境

- 河口部は、庄内砂丘を開削した放水路で海岸特有の植物が分布しています。汽水域でカマキリ、テナガエビなどが分布するため、汽水環境やコマツナギ等の植物重要種の保全に配慮した整備が必要です。
- 下流部は、湿地性植物やヤナギ群落が水際に生育し、古い水制工跡の淀みなど多様な水際を形成し、ジユズカケハゼなどが生息しています。ワンドやタコノアシ等の植物重要種に配慮した整備が必要です。
- 中流部の扇状地区間は、良好な瀬・淵が連続し、湿地性植物やヤナギ群落が水際に形成しています。近年は外来種のハリエンジュが拡大しており、ハリエンジュの発生を抑制する必要があります。

■水質

- 全川にわたり環境基準(A類型)を満足し、水質悪化等の問題は生じていません。

■景観、歴史・文化

- 赤川流域の良好な河川景観を次の世代へ引き継ぐため、これまでの流域の人々と河川の関わりを考慮しつつ、関係機関や地域と連携・協働し、河川景観の保全・形成を図ることが必要です。

■河川の利用

- これまで整備した施設を適正に維持管理するとともに、河川利用の促進や親水性の向上を進めていく必要があります。

利水・環境に関する目標と具体的な内容

■河川の適正な利用、

流水の正常な機能の維持

- 月山ダムから必要な水量を補給して、熊出地点の正常流量を確保し、河川環境の保全や安定的な水利用を図ります。
- 渴水時には関係機関と連携して適切な水利用に努めます。

■動植物の生息・生育環境の保全

- 多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、砂州等の定期的なモニタリングを行います。
- 河道内の樹木等の適正な管理、サクラマス・サケアユ等の遡上環境等の連続性の確保や産卵床の保全など、良好な河川環境の保全に努めます。
- 外来種等については、関係機関と連携し、侵入・拡大の防止や必要に応じて駆除等に努めます。

■水質の保全

- 定期的・継続的に水質調査を実施し、流域自治体及び流域住民と連携・協力して、水質の保全に努めます。
- 河川水質を地域社会に発信し、水質に対する意識啓発を図ります。



水生生物調査

■景観に配慮した河川空間整備

- 河川工事による景観の改変を極力小さくするよう努め、良好な景観の維持を図ります。
- 河川整備にあたっては県、市町村、NPO、地元住民などの意見を踏まえ景観に配慮します。

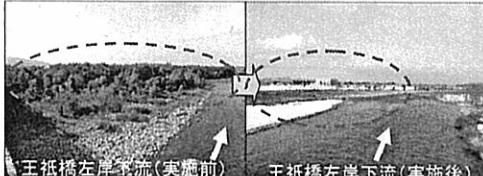
■人と河川とのふれあいの場の確保

- 地域からの要望に配慮し、市町村と連携しながら整備を行い、自然とのふれあい、環境学習ができる場の整備・維持・保全を図るとともに、川まちづくりについて整備を推進します。

赤川自然再生事業の実施

～在来の多様な生物を育む、赤川らしい豊かな流れの再生～

ハリエンジュ等の伐採



王祇橋左岸下流(実施前)

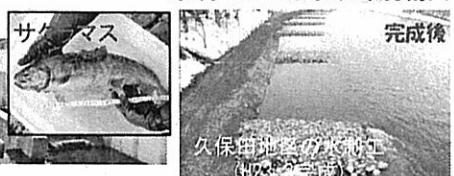
王祇橋左岸下流(実施後)

魚道の設置と効果のモニタリング



5

水制工による水域環境創出



久保田池脇の水制工
(H23.2月度)

維持管理の基本的な方針

河川管理施設について、「災害の発生の防止」「河川の適正な利用」「流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」等の観点から、施設本来の機能が永続的に發揮されるように適切な維持管理を実施します。また、赤川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所や実施内容など、具体的な維持管理の計画を作成するとともに、河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく改善を行い、より効率的・効果的な維持管理を実施します。

■河川の維持管理

- 河川の巡視、点検や調査など河川の状態を適切に把握し、河川管理施設、河道や河川空間、自然環境等について、適切な維持管理を実施します。
- 河川環境・河川利用・洪水流下の支障となる不法占用、不法投棄等について適切な対策を講じます。



樋門・樋管の点検状況



堤防除草の様子



不法投棄の警告看板

■ダムの維持管理

- 洪水時や渇水時の機能を長期間維持するため、日常的な点検整備、計画的な維持修繕を実施します。
- 流入土砂の貯水池への堆砂状況を把握し、ダムの適正な運用を図ります。



機械設備の点検

河川整備を総合的に行うために必要な事項

■住民参加と地域との連携による川づくり

- 洪水時や渇水時の被害を軽減するためのソフト対策や良好な河川環境の整備・保全、維持管理において、今後とも住民参加による活動を更に推進していきます。
- 河川愛護活動、河川清掃等の地域と協力した活動を広めていくとともに、地域との連携による河川整備を推進します。



河川清掃活動の様子
(赤川クリーン作戦)

■河川整備の重点的、効果的、効率的な実施

- 新技術等を活用したコスト縮減や事業の迅速化を図り、効率的な事業実施を行います。
- 社会情勢や地域の要請等に変化が生じた場合は、速やかにフォローアップを実施し、必要に応じて本計画の見直しを行い、効果的な施策の展開を推進します。

■長期的な目標の達成にむけた調査・検討

- 赤川水系河川整備基本方針の達成に向け、地球温暖化による影響予測等を踏まえた治水・利水・環境に関する適応策、計画の想定を超過する外力が発生した場合の対応策等について検討を進めます。
- 気候変化や社会情勢の変化に応じたハード・ソフトの対策に関する調査・検討を継続し、必要に応じて対策を実施します。
- 赤川水系全体の治水・利水・環境に関する各種方策について、引き続き国・県等の関係機関が連携して検討を進めるとともに、自然環境や社会情勢、地域の要請など、状況の変化に応じた計画のフォローアップを行います。

■総合的な土砂管理のモニタリング

- ダム堆砂や河道掘削箇所も含めた河床変化等のモニタリングを行い、その結果に応じて、総合的な土砂管理について検討を行います。

■危機管理体制の整備・強化

- 災害発生時においても被害が最小限となるよう、関係機関における相互の情報共有や支援体制の構築を図り、施策を進めます。



オイルフェンス
設置訓練

■水質事故への対応

- 早期対応により被害の拡大を防止するため、連絡体制の強化と情報提供の充実を図ります。
- 防除活動に必要な資材の備蓄や水質事故訓練等を実施します。



赤川水系渇水情報連絡
協議会の開催状況

■渇水への対応

- 河川の水量等の情報提供や関係機関と連携し、渇水被害の軽減に努めます。

■水防活動への支援強化

- 水防訓練等による水防活動体制の強化、防災エキスパート等との協力体制の強化、水防資材の備蓄など、災害発生時に応する体制づくりを進めます

キリトリ

郵便はがき

998-0011

料金受取人払郵便



差出有効期限
平成24年
2月15日まで

(切手不要)

キリトリ

国土交通省酒田市上安町一丁目2-1
赤川水系河川整備計画意見募集係
調査第一課内

山形県酒田市上安町一丁目2-1



『赤川水系河川整備計画【素案】』は下記で閲覧できます。

関係機関名	担当課	電話番号	住所
国土交通省 酒田河川国道事務所	調査第一課	0234-27-3040	酒田市上安町1-2-1
	赤川出張所	0235-23-2032	鶴岡市宝田 2-3-55
国土交通省 月山ダム管理所	管理係	0234-54-6711	鶴岡市上名川字東山8-112
	県土整備部河川課	023-630-2211	山形市松波2-8-1
山形県 酒田市	庄内総合支庁	0235-66-2111	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
	建設部土木課	0234-22-5111	酒田市本町2-2-45
鶴岡市	建設部都市計画課	0235-25-2111	鶴岡市馬場町9-25
	藤島庁舎	0235-64-2111	鶴岡市藤島字笹花25
	羽黒庁舎	0235-62-2111	鶴岡市羽黒町荒川字前田元89
	櫛引庁舎	0235-57-2111	鶴岡市上山添字文栄100
	朝日庁舎	0235-53-2111	鶴岡市下名川字落合1
三川町	建設環境課	0235-66-3111	東田川郡三川町大字横山字西田85



みんなのご意見をお聴かせ下さい。

キリトリ

みんなのご意見をお聴かせ下さい。

赤川水系河川整備計画素案（大臣管理区間）に関するご意見ご記入の上、キリトリ線ではがき部分を切り取って、郵便ポストに投函して下さい。

Q1. 川づくりの目標について、ご意見がありましたらご記入下さい。

Q2. 川づくりの具体的な内容について、ご意見がありましたらご記入下さい。

キリトリ

Q3. その他、河川行政等について、お気づきの点がありましたらご記入下さい。

Q4. あなたご自身について、ご記入下さい。

ぶりがな

お名前【

年齢【 才】

性別【男性・女性】

ご住所【

赤川は地域に住むみなさんの共有財産です。赤川水系河川整備計画【素案】に対するみなさんからのご意見を参考に、国土交通省管理区間の河川整備計画を策定いたします。これから赤川の川づくりについて、みなさんからのご意見をお願いいたします。

※いただきましたご意見を参考にさせていただきますので、

○月△日 までにご投函ください。

■赤川整備に関する意見を聴く会の開催について

赤川流域にお住まいの方ならどなたでも参加することができます。参加ご希望の方は、当日最寄の会場までお越し下さい。

※当日、先着順より参加の受付を行いますが、希望者多数の場合は、会場の都合により入場できないことがあります。

日 時	開催場所
平成24年〇月〇〇日 18：30～20：30	酒田市〇〇
平成24年〇月〇〇日 18：30～20：30	鶴岡市役所
平成24年〇月〇〇日 18：30～20：30	鶴岡市〇〇[藤島・羽黒]
平成24年〇月〇〇日 18：30～20：30	鶴岡市〇〇[櫛引・朝日]
平成24年〇月〇〇日 18：30～20：30	三川町役場

インターネットホームページでも、ご意見を募集しています。

ホームページURL <http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/>



東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課

〒998-0011 山形県酒田市上安町一丁目2番地の1

TEL:0234-27-3471(直通) FAX:0234-27-3040

国土交通省 Mail:sakata@thr.mlit.go.jp

平成23年12月作成